

農業・農民への支援活動再考ーシリアと日本の比較をとおして

第2回：公的普及制度の動向

今回は日本とシリアの農業・農民への支援活動の中核と考えられる公的普及制度の動向について比較検討する。そして、これを導入部として次号では、シリアにおける試験研究と普及制度の関係、課題にふれる予定である。

日本の場合

戦後の民主主義化の過程で確立されてきた日本の普及制度は国と都道府県による協同農業普及事業を中核としながら発展してきた。他方で農業協同組合の営農指導、民間企業、農業者自身による多層的な普及システムを展開しながらもわが国の協同農業普及事業は、他の先進諸国の公的普及制度が漸次民営化をすすめる動向のなかで一貫して普及事業の主翼を担ってきたところに特色があるとされている。その公的普及制度のなかで、「考える農民」の育成が柱となり、改良普及員はアドバイザーないしサーバントとして農業者を指導することがうたわれてきた。改良普及員の資格試験は都道府県が実施し、改良普及員の指導ならびに調査研究をおこなう専門技術員は国家資格とする二段階の普及制度が敷かれてきた。すなわち、専門技術員は試験場の研究者と改良普及員の仲介者として両者を橋渡しする役割が求められてきたといえる。しかし、平成16年(2004)の農業改良助長法が改正により国による地域農業改良普及センターの必置規制が廃止され、普及組織のあり方は完全に都道府県の判断に任されることになった。このなかで専門技術員は廃止となり改良普及員と一本化された国家資格の普及指導員が課題の多様化と現場ニーズの高度化に応じたよりいっそうの専門性・技術性を備えた課題解決能力をもとめられるようになった。この改正の背景として、地方分権化の大きな時代的な流れがあり、あわせて農家数の減少、市町村や農協の広域合併、事業予算の大幅な削減、行財政改革の推進等が要因として指摘されている。

シリアの場合

シリアの普及制度も公的機関が中心となって実施している点は日本と共通である。中央レベルでの普及局と県レベルでの地方農務局の二つの組織が縦横に連携し普及活動を取りおこなっている。ただしシリアの場合は日本以上に中央集権的な意向がはたらくお国柄であり、その普及事業をみると中央から地方への政策および技術の伝達がトップダウン的におこなわれる傾向にある。したがって、普及員はしばしば農民たちを規制し、作付け割り当ての不正行為を取り締まる警察管としての振る舞いがつよく要求された



リンゴ園で農家から聞き取りをする普及員(右)とC/P(左)、シリアのルーラル・ダマス県KafarHour村にて

りする(日本の戦前の普及制度も似たような状況にあり普及員は営農指導のアドバイザーというよ強権的な警察と見られる面もあったようである)。このようにシリアでは、普及員は上意下達の末端

に位置することから中央の政策を農民に行き渡らせるための体のいい伝達係と目されたりもする。しかし、普及員たちは基本的に農村出身者であり、現在も農村に居住している人たちが大半である。彼らのほとんどは仕事のかたわら農業を営む農民でもある。大卒の駆け出しの普及員が実務経験も乏しいまま職務につく日本の普及員と比べると、みずからが農民であることはシリアにおける普及員の最大の強みと考えられる。ただし伝達すべき技術内容のレベルは概して低いことが欠点としてあげられている。したがって高度な知識や技術を習得した専門技術員を地域の拠点に配置し、普及員の活動をサポートする体制を構築することが現在進行中の制度改革のなかで模索されている。